

8 含水微粉精鉍積付検査手数料及び旅費に関する規則

昭和59年5月1日認可
昭和59年5月1日実施

1 含水微粉精鉍積付検査手数料

(1) 基本料金

1船につき500トンまで	28,570円
500トンを超えるトン数については 10トンまたはその端数につき	363円

(2) 割増料金

種 別	内 容	金 額
時間外作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 1,953円
	21時30分から 5時00分までの間における作業	毎1時間につき 2,344円
	5時00分から 8時30分までの間における作業	毎1時間につき 1,953円
日曜日・祝祭日作業	8時30分から21時30分までの間における作業	4時間またはその端数につき 7,810円
	21時00分から 8時30分までの間における作業	4時間またはその端数につき 9,376円

(3) 諸料金

種 別	内 容	金 額
待機料金	検査のため待機した場合	4時間またはその端数につき 11,224円
含水微粉精鉍積付 検査証交付料	3通まで	無料
	4通以上1通につき	342円
付帯費用	検査に要した通船料その他の付帯費用	別に申し受ける

2 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して作業を行った場合は、次のとおり旅費を申し受ける。

(1) 出張料金

(1日につき)

区 分	金 額	
宿泊出張	出発及び帰着の日	10,500円
	その他の日	17,000円
日帰り出張	9,600円	

(2) 旅費

区 分	金 額	
宿泊料(日当を含む)	16,000円(1日につき)	
交通費	鉄道賃	運賃及びグリーン料金 特急または急行を使用した場合は、それぞれ特急料金または急行料金を申し受ける。
	船 賃	運賃及びグリーン料金
	車 賃	実費